

改正給特法に基づき、働き方改革の更なる推進と教員の健康及び福祉の確保に向けて定められた本指針の改正のポイントについて紹介します。

改正のポイント

①働き方改革を進める上での基本となる視点を追加

【追加された基本となる視点】

学校における働き方改革は、国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など**教育に関わる全ての関係者が連携・協働**しながら推進する

なお、働き方改革の目的とは教員の

「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子どもたちによりよい教育を継続して行うこと



②在校等時間や上限時間について ※改正なし

【在校等時間とは】

教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間

【上限時間について】

○**1ヶ月**の時間外在校等時間
45時間以内

○**1年間**の時間外在校等時間
360時間以内

※休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守



③「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

○働き方改革を推進し、働きやすい環境整備を進めるため、**服務監督教育委員会**は、**実施計画を定める**

○実施計画に則った実施状況を毎年公表
○総合教育会議にも報告し、知事部局とも情報共有する

国の目標 令和11年度までに

すべての教員の
1ヶ月時間外在校等時間を**45時間以下**
1年間時間外在校等時間を**360時間以下**
教員の**1ヶ月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減**

④服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 服務監督教育委員会は、在校等時間の長時間化を防ぐため、**教員の勤務状況を把握し、状況に応じた取組を推進**する
 - ・学校と教師の業務の3分類等で業務削減、平準化
 - ・授業時数の見直しや学校行事の精選などの業務の適正化
- 勤務間インターバル、早出遅出出勤やテレワークなどの柔軟な働き方推進のための環境整備
- 人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める**等連携を図る

⑤留意事項等

- 虚偽の時間を記録することの禁止
- 持ち帰り業務は原則行わない**
※持ち帰りがある場合、**実態把握と縮減**を進める
- 学校運営協議会の設置及び活用の促進
- 都道府県教育委員会は市町村教育委員会に指導・助言
- 校長等は教員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- 働き方改革に資するマネジメントの項目を、**管理職の人事評価の評価項目や研修内容項目**に追加